

福島県緊急経済対策資金融資制度要綱

1 目的

この制度は、最近の経済的環境の変化により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしている県内中小企業に対し、経営合理化等により業況回復を図るために必要な資金を導入し、経営基盤の安定と企業体質の改善を図ることを目的とする。

2 方針

- (1) 県は、この制度の適切な運用を図るため、財政資金を取扱金融機関に預託する。
- (2) 取扱金融機関は、外的変化対応資金については(1)の預託額の2倍、経営安定特別資金については(1)の預託額の3倍、ふくしま復興特別資金については(1)の預託額の4倍を目標として融資を促進するものとする。

3 要領

(1) 融資の総額

外的変化対応資金は融資原資の2倍、経営安定特別資金は融資原資の3倍、ふくしま復興特別資金は融資原資の4倍とする。

(2) 取扱金融機関

県内の普通銀行、信用金庫、信用組合及び株式会社商工組合中央金庫

(3) 融資の対象

A 外的変化対応資金

県内に事業所を有する中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。）であり、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

最近の経済的環境の変化により、業況が悪化している者で次のいずれかに該当すること。

ア 最近3ヵ月間又は6ヵ月間の売上高、売上総利益、営業利益のいずれかが過去10年間のうちいずれかの年度の同期に比し10%以上減少し、又は減少する見込みが確実であり、かつ、前年同期に比し減少し、又は減少する見込みが確実であること。

イ 最近3ヵ月間又は6ヵ月間の営業利益がマイナスになるなど、収益状況及び資金繰りの悪化等が前号に準ずる事態と認められること。

最近の経済的環境の変化に対応し、親事業者が経営の合理化等を進めること等によって事業活動に影響を受けている者で次のいずれかに該当すること。

ア 親事業者の構造調整等に起因する当該親事業者からの発注減少又は単価引き下げ等により3ヵ月間又は6ヵ月間の売上高、売上総利益、営業利益のいずれかが、原則として前年同期に比し5%以上減少し、又は減少する見込みが確実であること。

イ 親事業者の構造調整等に起因する当該親事業者からの発注減少又は単価引き下げ等により3ヵ月間又は6ヵ月間の親事業者との取引額が、原則として前年同期に比し5%以上減少し、又は減少する見込みが確実であること。この場合には、当該事業者の売上高が、その当該期間に対前年比減となっていること。

為替相場の変動により、事業活動に影響を受けている者で次のいずれかに該当すること。

ア 為替相場の影響を受ける事業を行っており、3ヵ月間又は6ヵ月間の売上高、売上総利益、営業利益のいずれかが、原則として前年同期に比し3%以上減少し、又は減少する見込みが確実であること。

イ 為替相場の影響を受ける事業を行っており、3ヵ月間又は6ヵ月間の輸出額等が、原則として前年同期に比し3%以上減少し、又は減少する見込みが確実であること。この場合には、当該事業者の売上高が、その当該期間に対前年比減となっていること。

ウ 最近3ヵ月間又は6ヵ月間の輸入競合品の売上高が、原則として前年同期に比し3%以上減少し、又は減少する見込みが確実であること。この場合には、当該事業者の売上高が、その当該期間に対前年比減となっていること。

自然災害（冷夏、長雨、台風、地震等）の影響により、事業活動に影響を受けている者で次のいずれかに該当すること。

なお、ウに該当する者については、災害関係保証を併用することができるものとする。併用する場合は、この要綱に定める融資の条件の範囲内で、福島県信用保証協会（以下「信用保証協会」という。）の定めるところによる。

ア 自然災害の影響を受け最近3ヵ月間又は6ヵ月間の売上高、売上総利益、営業利益のいずれかが、原則として前年同期に比し5%以上減少し、又は減少する見込みが確実であること。

イ 自然災害の影響を受けている製品等の売上高又は災害により影響を受けている者との取引額が、原則として前年同期に比し5%以上減少し、又は減少する見込みが確実であること。この場合には、当該事業者の売上高等が、その当該期間に対前年比減となっていること。

ウ 平成23年7月新潟・福島豪雨の影響によりア又はイのいずれかに該当し、かつ信用保証協会の災害関係特例の要件を満たす中小企業者であると認められた者であること。

アスベスト対策のため、工場・店舗・事務所等の改修等を行う者又はアスベスト対策により事業活動に影響を受けている者。

ただし、事業活動に影響を受けている者については、次のいずれかに該当すること。

ア 売上高、売上総利益、営業利益のいずれかが、原則として前年同期に比し5%以上減少し、又は減少する見込みが確実であること。

イ アスベスト対策の影響を受けている者との取引額が、原則として前年同期に比し5%以上減少し、又は減少する見込みが確実であること。ただし、この場合には、当該事業者の売上高等が、その当該期間に対前年比減となっていること。

原油価格の高騰又は原油価格高騰に伴う資材価格の高騰により、事業活動に影響を受けている者で次のいずれかに該当すること。

ア 最近3ヶ月間又は6ヶ月間の売上高、売上総利益、営業利益のいずれかが、原則と

して前年同期に比し5%以上減少し、又は減少する見込みが確実であること。

イ 「売上原価」のうち、原油又は石油製品の割合が20%以上を占め、かつ収益状況等の悪化が見込まれること。

ウ 「販売費及び一般管理費」又は「製造原価の総製造費用」に占める原油価格高騰の影響を受ける経費の割合が前年同期に比し5%以上増加し、又は増加する見込みが確実であり、かつ収益状況等の悪化が見込まれること。

B 経営安定特別資金

中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定に基づく特定中小企業者であると認められた者。

C ふくしま復興特別資金

県内に事業所を有する中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。）であり、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

信用保証協会の東日本大震災復興緊急保証（以下「緊急保証」という。）の要件を満たすものと認められた者で、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 平成23年東北地方太平洋沖地震による災害（地震・津波等）により当該事業所等に損害を受けた者。（県内事業所の住所地を管轄する市町村が発行する罹災証明書を要する）（緊急保証 2.(1)）

イ 東京電力福島第一原子力発電所の事故による警戒区域、計画的避難区域または緊急時避難準備区域内に事業所を有する者（県内事業所の住所地を確認できる書類を要する）（緊急保証 2.(2)）

ウ 東日本大震災復興緊急保証中小企業者認定要領に基づく認定を受けた者（県内事業所の住所地を管轄する市町村が発行する証明書を要する）（緊急保証 2.(3)）

東日本大震災により事業活動に影響を受け、信用保証協会の災害関係特例の要件を満たす中小企業者であると認められた者であること。

(4) 融資の条件

A 外的変化対応資金

資金用途

運転資金、設備資金

融資限度額

運転資金 5,000万円、設備資金 7,000万円

運転資金と設備資金を併用する場合は、7,000万円を限度とする。

融資期間

10年以内（うち据置期間3年以内）

融資利率

変動 年1.5%以内

固定 年2.0%以内

保証人及び担保

法人、組合の場合 連帯保証人1名以上とし、必要により担保を徴する。

個人の場合 必要により連帯保証人、担保を徴する。

信用保証料率

必ず信用保証協会の保証付きとする。(責任共有制度対象)

(3) A ウにおいて災害関係保証を併用する場合 年0.50%(責任共有制度対象外)

上記以外の場合、責任共有制度対象とし、信用保証協会が定める基本保証料率に応じて、融資額に対する年間の信用保証料率を下記のとおりとする。

区 分									
信用保証協会 基本保証料率 (責任共有保証料率)	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
県制度信用保証料率 (政策目的制度)	1.35%	1.25%	1.10%	0.95%	0.85%	0.80%	0.70%	0.50%	0.35%

ただし、信用保証協会の定めにより、「中小企業の会計に関する指針」に基づいた決算書を作成している中小企業者(会計参与設置会社を含む)については年0.1%、有担保保証は年0.1%、福島県次世代育成支援企業認証制度による認証を受けた中小企業者は年0.05%それぞれ割引いた料率が適用される。

なお、災害関係保証を併用する場合は、有担保保証の割引が適用されない。

返済方法

分割返済とする。

B 経営安定特別資金

資金用途

運転資金、設備資金

(3) Bの要件(経営安定特別資金の対象者)に該当する場合にあっては、経営安定特別資金に係る既存借入金の本化・借換えができるものとする。

融資限度額

運転資金、設備資金 5,000万円

運転資金と設備資金を併用する場合は、5,000万円を限度とする。

融資期間

10年以内(うち据置期間1年以内)

融資利率

固定 年1.7%以内

保証人及び担保

法人、組合の場合 連帯保証人1名以上とし、必要により担保を徴する。

個人の場合 必要により連帯保証人、担保を徴する。

信用保証料率

必ず信用保証協会の保証付きとする。(責任共有制度の対象除外とする。)

年0.70%

ただし、信用保証協会の定めにより、「中小企業の会計に関する指針」に基づいた決算書を作成している中小企業者(会計参与設置会社を含む)については年0.1%、福島県次世代育成支援企業認証制度による認証を受けた中小企業者は年0.05%それぞれ割引いた料率が適用される。

返済方法

分割返済とする。

C ふくしま復興特別資金

区 分	(3)C (復興枠)	(3)C (激甚対策枠)
資 金 使 途	運転資金、設備資金	
融 資 限 度 額	運転資金、設備資金 8,000万円 運転資金と設備資金を併用する場合は、8,000万円を限度とする。	
融 資 期 間	15年以内 (据置期間3年以内を含む。)	10年以内 (据置期間2年以内を含む。)
融 資 利 率	固定 年1.5%以内	
保証人及び担保	法人、組合の場合 連帯保証人1名以上とし、必要により担保を徴する。 個人の場合 必要により連帯保証人、担保を徴する。	
信用保証料率	必ず信用保証協会の保証付きとする。(責任共有制度の対象除外とする。) 年0.50% ただし、信用保証協会の定めにより、「中小企業の会計に関する指針」に基づいた決算書を作成している中小企業者(会計参与設置会社を含む)については年0.1%、福島県次世代育成支援企業認証制度による認証を受けた中小企業者は年0.05%それぞれ割引いた料率が適用される。	
返 済 方 法	分割返済とする。	

(5) 申込場所

取扱金融機関本・支店

(6) 融資取扱時期

平成25年3月31日までとする。ただし、(3)A ウで災害関係保証を併用するもの及び(3)C については災害関係特例に定める適用期間末日又は平成25年3月31日のいずれか早い日の貸付実行分まで、また(3)C については平成25年3月31日貸付実行分までとする。

4 その他

- (1) 融資利率のうち変動金利については、原則として3月及び9月に見直しを行い、新規分については4月1日及び10月1日から、既貸付分については5月1日及び11月1日から適用する。
- (2) 信用保証協会は、毎月10日までに別に定める様式により、前月分の融資実績を知事に報告するものとする。
- (3) 知事は必要と認めたときは、融資申込者若しくは融資を受けた者又は取扱金融機関に対し、

所要の調査を行い又は指示することができるものとする。

(4) 融資原資については、当該年度の予算の範囲内とする。

(5) 申込中小企業者が、経営安定特別資金の融資を受けたとき、又はふくしま復興特別資金の融資を受けたとき（融資期間が10年を超えるもの、または据置期間が2年を超えるものに限る）は、取扱金融機関は、半年に一度、信用保証協会に対して業況報告書（別紙様式）を提出するものとする。ただし、申込中小企業者に対する保証金額が1,250万円以下であるとき、または保証期間が1年以内であるときはこの限りでない。なお、取扱金融機関が業況報告書を提出しなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年10月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年11月5日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年10月26日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年11月25日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年2月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年4月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年11月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年3月25日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年6月24日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年9月12日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

(別紙様式)

福島県信用保証協会 御中

平成 年 月 日

業況報告書

顧客番号	
フリガナ 顧客名	

訪問記録	[訪問回数] 回 / (上半期・下半期) [最終訪問日] 平成 年 月 日 [最終訪問時の状況・気付いたこと]
------	---

最近6ヶ月の月別売上	月	月	月	月	月	月
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	[売上の傾向] (増加・横這い・減少)					

特筆事項	[売上の増減要因、焦付発生、その他特筆すべき事項]
------	---------------------------

課題・今後の見通し等	[課題、業績及び資金繰りの見通し等]
------------	--------------------

取引状況	預金	融資	プロパー	保証協会付	
	千円	千円	千円	千円	
	(平成 年 月 日現在の残高)				別添可

金融機関名 (支店) 担当者

電話番号 () -